



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援 0歳～18歳の子※1に1人あたり現金5万円を支給

令和3年11月19日、「コロナ対策・新時代開拓のための経済対策」として、0歳～高校3年生相当までの子どもたちを対象に、1人あたり現金5万円を支給することが閣議決定されました。これを受け、市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を対象とした支援策を、以下の通り実施します。

- 施 策 名 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）
※国からの補助金を財源として実施する。
- 内 容 子育て世帯を対象に、対象児童1人あたりにつき現金5万円を支給。
- 支給対象児童（※1） 平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童
▶基準日（令和3年9月30日）時点の市内の対象児童数：5,653人（3,340世帯）
- 支給対象者 次のいずれかに当てはまる人。
①支給対象児童に係る児童手当の受給者。
②平成15年4月2日～平成18年4月1生まれ（高校生相当）の児童のみを養育する父母等の内、所得が最も高い人。
※①②いずれも、児童手当の所得制限限度額を超える人は対象外。
- 申請・支給方法・支給日程
▶市から児童手当を受給している人（約2,500世帯、対象児童：約4,500人）
申請不要。12月13日(月)にプッシュ通知でお知らせし、12月28日(火)に児童手当振込口座へ給付金を支給する。
▶市から児童手当を受給していない人（約850世帯、対象児童：約1,100人）
申請が必要。12月15日(水)に申請案内を送付予定。12月20日(月)正午までに申請された分は、12月28日(火)に支給する。

【本件の問合せ先】 こども課：担当 菊地 ☎0258-62-1700（内線441）

送信枚数 1 枚（この表紙含む）

発信者：見附市役所 企画調整課 秘書広報係 野村（内線303）

☎（0258）62-1700 FAX（0258）63-1006

